

《 翻 訳 》

台湾における社会福祉の現状と今後の展望
台湾社會福利的現況與未來發展

高雄醫學大學 助理教授 陳 政 智
訳 長野大学附属地域共生福祉研究所 所長 中 島 豊

1 まえがき—社会経済の背景分析

(1) 台湾における社会発展の動向

現在の台湾における社会経済は、グローバル化、人口の高齢化、少子化などの影響を受けて、移民の増加、貧富の格差の拡大、高齢化の加速、出生率の低下など新しい社会現象が出現してきている。

台湾の社会に対するグローバル化の影響は、外国人の増加と国際結婚に最も直接的に現れている。2007年5月現在、外国人労働者の合計は36万人、外国人の配偶者は37万6千人、そのうち東南アジア諸国出身の配偶者は約12万1千人(32.3%)、中国大陸及び香港・マカオ地区出身の配偶者は約24万1千人(64.5%)、その他の国の出身者が約1万2千人(3.1%)である。

グローバル化は貧富の格差の拡大し、失業率を上昇させている。政府の主計処(財務省)は先日、2005年の全国の世帯所得は、最低所得29万7,694元、最高所得179万6,884元で、6.04倍の差が生じていることを発表した。

失業の状況は、1996年に失業率が2%を突破して以来、上昇の一途をたどり、2002年に5.17%の最高値となり、その後は次第に下降をたどり、2008年の今日に至って平均失業率は4.14%に下がっているが、これは他の先進工業国に比べて低いといえる。しかし、そのなかでも先住民や青年の失業率は、依然として高い値にとどまって社会の関心を引いている。

人口の高齢化について言えば、2008年の総人口に占める高齢人口は10.4%であり、2014年に

なるとベビーブームの世代が高齢期にさしかかり、11.6%となり、その後、急速に上昇し2025年には20%を超える。2008年の7人で高齢者一人を支えることから、2015年には3.3人で一人、2051年になると1.5人で一人を支えることになる。青壮年層が高齢者を扶養する負担は顕著に増え、このため高齢者の経済的安全、社会的な健康ケア、就業、住宅、社会参加、休養、交通と流通などの計画を急いでつくり対処しないとならない。

少子化について言及すると、1981年の台湾における出生率は1.72で、1990年代は一応その率を維持し、1996年に1.8に微増したが、2001年に1.4に急激に下降し、2007年にはわずか1.1となってしまった。多くの先進工業国に比べても低い状況にある。低い出生率は、高齢社会の到来を加速し、労働力の供給に影響が生じ、教育資源の配分に課題を残すことになる。出生率の下降を減じることが当面の急務である。

(2) 社会福祉関係法規の公布と改正の概況

(1973-2008年)

法律名	公布年	最新改正年
児童福祉法	1973	2004 廃止
老人福祉法	1980	2007
心身障害者保護法	1980	2007
→心身障害者利益保障法に改正		
社会救助法	1980	2007
少年福祉法	1987	2004 廃止
農民健康保険条例	1989	2008
国民健康保険法	1989	2008
二二八事件処理及び補償条例	1995	2007

法律名	公布年	最新改正年
児童及び少年の性取引防止条例	1995	2000
性犯罪予防治療法	1997	2005
社会工作者(ソーシャルワーカー)法	1997	2008
貯金互助社法	1997	2002
家庭暴力予防治療法	1998	2008
特殊境遇婦女家庭扶助条例	2000	2006
ボランティア法	2001	2001
男女平等法	2002	2007
→性別平等法に改正		
児童及び少年福祉法	2003	2008

体状況、婚姻の有無、社会経済的地位、地理的環境などの違いに起因して、差別、遺棄、虐待、障害を受ける可能性のある国民に対して、積極的に介入し予防と排除を行ない、以って不公平および社会的排除から免れさせる。そして、多様な文化の違いを尊重し、好意的に保護する社会環境をつくりあげる。

多様な家庭への支援

政府は、家庭が行なう保護、教育、養育の機能を除いて、性別、種族、婚姻関係、家庭の規模、家庭の構造によってつくられた家庭形態および価値観の違いを尊重して、各公共政策を推進し、また立場の弱い家庭に対し積極的に協力して、その家庭生活の質を保護する。

2 現代における社会福祉発展の動向 —社会福祉政策綱領—

国は、社会福祉の目的を国民の基本的な生存権の保障、家庭生活の安定調和、社会の団結互助、労働資質の向上、経済資本の蓄積におき、民主政治の安定および国民生活の安定、健康、尊厳を図ることにある。

健全な制度の構築

社会保険によって国民の基本的な経済安全を維持し、社会救済によって国民生活の尊厳を維持し、福祉サービスによって家庭生活の質を向上させ、安定的な就業によって国民の所得を安定させ、安全と社会参加を保ち、公共住宅によって国民を住むところのない苦しみから免れさせ、健康を守ることによって国民の健康と労働力の質を維持し、地域社会を再生することによってみんなの力を集め、素晴らしい新しい故郷を建設する。

社会福祉政策綱領の策定の原則

- (1) 国民福祉の優先
- (2) 弱者の保護
- (3) 多様な家庭への支援
- (4) 健全な制度の構築
- (5) 福祉への積極的投資
- (6) 中央と地方の分業
- (7) 官民協働
- (8) 住み慣れた地域でのサービス提供
- (9) サービス資源の統合

福祉への積極的な投資

積極的に福祉を行なうことによって消極的な救済を替え、社会投資によって労働力と資本を蓄積し、社会的公平と団結によって安定的な経済成長を促し、経済成長によって国民生活の質を引き上げ広く行き渡らせる。

国民福祉の優先

国民の要求するものに対して方向を定め、めまぐるしく移り変わる国民の政治、経済、社会についての要求に対応し、対策を提案する。最も重要なことは、弱者の生存権を保障することである。

中央と地方の分業

中央政府と地方政府は協働して社会福祉を推進し、全国で一致した政策は中央政府が計画を推進し、地域の事情による政策は地方政府が計画の執行に責任を負う。しかし、地域差によってつくられた不公平については、中央政府は積極的に介入

弱者の保護

国は、年齢、性別、種族、宗教、性格傾向、身

してその差を縮小する。

官民協働

公的部門は、国民の基本的生存、健康、尊厳の各項目の福祉を保障する。民間は、提供するサービスを増やし、政府は民間との協力活動を推進する。官民の協働により完璧なサービスを提供する。

住み慣れた地域でのサービス提供

児童、少年、心身障害者、高齢者は家庭においては優先的にケアと保護を受けられることが原則であり、ケアはそれらの人々の最善の利益を考慮して救済措置を施す。各サービスは、住み慣れた地域において、その人の求めるサービスを切れ目なく提供することを原則とする。

サービス資源の統合

社会福祉行政組織の段階を引き上げ、衛生と社会福祉の主管部門を合併し、また労働、教育、農業、司法、建設、先住民対策などの部門と結びつき、それらをまたがった統合と業績の管理を強化し、すべての人に対して、あらゆる場面でサービスを提供し、資源を効率よく使用する。

参考 社会福祉の内容

- (1) 社会保険と手当
- (2) 社会救済
- (3) 福祉サービス
- (4) 就職の確保と安定
- (5) 公共住宅と地域社会づくり
- (6) 健康と医療ケア

3 社会福祉政策の概要

社会安全編

- ・社会安全
- ・社会保険
- ・老年及び遺族保険（年金保険）
- ・健康保険
- ・失業保険

- ・職業災害保険
- ・貧窮と社会救助（生活保護）

福祉サービス編

- ・児童及び少年福祉政策と立法
- ・児童及び少年の性取引防止条例
- ・心身障害者福祉政策と立法
- ・高齢者福祉政策と立法
- ・女性福祉政策と立法
- ・性犯罪予防治療法
- ・家庭暴力予防治療法
- ・特殊境遇婦女家庭扶助条例
- ・男女平等法
- ・セクシャルハラスメント予防法
- ・先住民福祉政策と立法

福祉資源編

- ・社会工作者（ソーシャルワーカー）法
- ・ボランティア法

4 今後の展望

今後の展望

科学技術の進歩は生活形態を変化させ、生活形態の大きな変化に直面して、将来の人々はいかにしっかりと心の調節を行なうかが大問題である。

家庭の変化は、将来の社会福祉の発展の中でも一つの大きな関心事であり、ひとたび家庭が解体すると、社会サービスの需要がさらに高まる。

社会政策実践の選択

- (1) 地域社会をもってして福祉運送の基地となりえるか。
- (2) ボランティア部門は政府の良きパートナーであるか。
- (3) 政府はいかに家庭にかかわるか。
- (4) 民間サービスを社会福祉サービスに活用できるか。
- (5) 台湾における社会政策実践をどのように選択するか。

本稿は、2009年2月に本学社会福祉学部が実施した「台湾高雄医学大学等視察研修」において、高雄医学大学医学社会学系・社会工作学系の陳政智助理教授が視察団に行なった講義の際に使用した資料を訳出したものである。

なお、訳出にあたっては、環境ツーリズム学部の比拉勒 伊力亜司（ピラール・イリアス）教授に不明の点をご教示いただいた。記して感謝申しあげる。